

## コンプライアンス規程

### (目的)

#### 第1条

この規程は、株式会社イーガイア（以下「当社」という）に適用または適用の可能性のある法令、定款または内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

### (基本方針)

#### 第2条

当社の取締役、監査役、及び職員（契約社員・パートを含む）（以下「社員等」という）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先にする。

### (組織)

#### 第3条

当社のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス責任者
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス担当者

### (コンプライアンス責任者)

#### 第4条

コンプライアンス責任者は、管理部担当取締役とする。コンプライアンス責任者は、取締役会に当社のコンプライアンスの状況について報告する。

2. コンプライアンス責任者は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス担当者を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3. コンプライアンス責任者の役割及び権限は以下の通りとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

#### 第5条

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス責任者を委員長とし、社外取締役2名、監査役1名を委員として構成する。

2. コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反事件の処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス責任者が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

#### 第6条

コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年2月および8月に開催する。

2. 委員長は必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス担当者)

#### 第7条

コンプライアンス担当者は、コンプライアンス責任者が指名する。

2. コンプライアンス担当者は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3. コンプライアンス担当者は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス責任者及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

#### 第8条

社員等は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速や

かにコンプライアンス担当者に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2. コンプライアンス担当者は前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス責任者に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス責任者の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3. 社員等は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当者を經由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス責任者に直接、同項の報告をすることができる。

(社員等のコンプライアンス教育)

#### 第9条

当社は、社員等に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、社員等はこれらの研修を受けるものとする。

(懲戒等)

#### 第10条

社員等が第8条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2. 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が取締役の場合は、戒告とし、職員の場合は就業規則に従い、嚴重注意、戒告、譴責、減給、昇給停止、降格・降級、出勤停止、諭旨解雇又は懲戒解雇とする。ただし、取締役の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3. 前項の懲戒処分は、取締役については取締役会が決議し、職員については、コンプライアンス委員会の勧告を受けて代表取締役がこれを行う。

(改廃)

#### 第11条

この規程の改廃は取締役会の決議による。

#### 附則

この規程は令和5年5月1日から施行する。(令和5年4月26日取締役会決議)